最終更新日:2015年4月1日
株式会社N・フィールド
代表取締役社長 野口 和輝
問合せ先:管理本部 06-6343-0600
証券コード:6077
http://www.nfield.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業理念「私たちは、地域社会における在宅医療サービスを通じて、安全・安心・快適な生活環境を創造し、人々のライフプランに貢献します。」に基づき、利用者をはじめ、社会に貢献するサービスを提供することで、当社に関わるあらゆる方々からの信頼を得ることが重要であると認識しております。この認識のもと、当社内ではそれぞれがそれぞれの求められる役割を理解し、法令遵守のもと正確かつ迅速に、適正かつ効率的に経営活動に取り組めるようコーポレート・ガバナンス体制を構築し、強化に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野口 和輝	2,568,000	19.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,801,800	13.67
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041	860,000	6.52
野村信託銀行株式会社(投信口)	853,900	6.48
株式会社プロパティ	524,000	3.97
野口 美香	500,000	3.79
ザ チェース マンハッタン バンクエヌエイ ロンドン イーシーエス レンディング オムニバス アカウント	477,400	3.62
ジェーピー モルガン チェース バンク 380621	310,400	2.35
ビービーエイチ フォー マシューズ ジャパン ファンド	276,800	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	270,200	2.05

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
谷岡 博	他の会社の出身者								○			
貝阿彌 佳則	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷岡 博		現在業務執行取締役を務める法人(株式会社サンエース)が所有する不動産を賃借する取引が存在しますが、その賃料につきましては周辺相場を勘案して決定しており、その他特別な利害関係は存在しません。	当社の経営理念に共感し、会社経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、社外の第三者の立場で監視と提言を図る目的で、社外取締役として選任しています。
貝阿彌 佳則	○	現在業務執行取締役を務める法人(株式会社エイミックス)とは過去に不動産取引の際の仲介など一時的な取引を行ったことがあります。しかし、現在も継続的な取引はなく、その他特別な利害関係は存在しません。	当社の事業内容についての理解が深く、会社経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、社外の第三者の立場で監視と提言を図る目的で、社外取締役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立性を有しているため、独立役員に選任し

			ています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査室は密に連携をするとともに、定期的に情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。定時の監査役会において、内部監査室から内部監査報告を行っており、特に内部監査室と常勤監査役は、日常的な連携を行い、意見交換をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
前野 博	他の会社の出身者													
大野 芳弘	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前野 博	○	―――	税理士として当社の財務・会計に関する知見及び経験を有していること、また、社内経営陣と独立した関係にあることから、社外監査役として選任しています。
大野 芳弘	○	―――	長年にわたり司法書士としての豊富な法務手続きに関する専門的な見識を有していること及び社内経営陣と独立した関係にあることから社外監査役として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、企業価値の向上を図ることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役員に対して、株主価値を意識した経営の推進を図るとともに当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会決議による取締役全員の、報酬額の報酬限度額の範囲内において、取締役会から一任を受けた社長が各取
締役の職務、責任及び実績に応じて決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部が窓口となり、社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会等の重要な会議の内容に関する事前情報伝達のほか、業務に必要な情報の収集や資料の提供等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人、経営会議を置いております。また、必要ある場合には顧問弁護士、監査法人他しかるべき方々に意見を求めております。
・取締役会
取締役会は取締役14名、内社外取締役2名(男性11名、女性3名)により構成され、毎月1回開催し必要に応じて臨時取締役会を開催しております。これにより、社外の斬新な意見を取り入れた、より広い視野に基づいた経営意思決定と、社外からの経営監視を可能とする体制となっており、ガバナンス強化に取り組んでおります。
・監査役会
監査役会は現在3名(男性3名、女性0名)で構成され、内2名が社外監査役であります。監査役3名による監査役会を毎月1回必要に応じて臨時にて開催しており、監査方針に基づいて取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。会計監査人及び内部監査室と連携を密にして、実効性のある監査を行っております。
・内部監査
代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長と担当者1名の計2名を配置しております。

内部監査室は、当社の定める「内部監査規程」に基づき当社の業務運営と財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び各規程集の準拠性を確認するという観点から、全部門を対象に監査を実施しております。
監査結果は代表取締役社長に報告され、業務活動の改善及び適切な運営に資するよう、勧告、助言等を行っております。また、必要に応じて監査役及び会計監査人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。
・会計監査人
会計監査人は監査役会及び内部監査室と連携を密にして、実効性のある会計監査を行っております。
・経営会議
経営会議は毎月1回開催し、取締役、監査役、各部門長及び代表取締役が指名する者で構成され、経営方針や経営戦略など当社の経営に関する重要事項の審議を行っております。特に重要な案件については、経営会議で予め十分な審議を行ったうえで取締役会に付議することにより、審議の充実と適正な意思決定の確保を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役2名、社外監査役2名選任しております。当社の規模や業態等から、この体制は、経営の透明性・公正性を高め、十分な経営の監視・監督機能を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第12期定時株主総会開催日は平成27年3月27日（金）であり、招集通知は平成27年3月12日（木）に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第12期定時株主総会は、平成27年3月27日（金）に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上、説明会を開催することとしており、業績や中期経営計画等を説明する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上、説明会を開催することとしており、業績や中期経営計画等を説明しております。また、随時、代表者及び取締役等によるスモールミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専門サイトを開設し、決算短信、決算説明会資料、その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当責任者 代表取締役専務 管理本部長 高木 三愛 担当 経営企画室長 久保 明	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、当社ホームページ及び決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を適時行う方針であります。
その他	＜女性の活躍の方針・取り組みについて＞ 当社は、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児を両立を目的とした職場環境の整備や、育児及び介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。また、採用や昇格などあらゆるステージにおいて、性別に関係なく実力や成果に応じた評価を行っております。 ＜女性比率について＞ 管理職（※1）の女性比率 47.1%（24名） 正社員の女性比率 71.5%（231名）平成26年12月31日現在 （※1）役員を除く

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

1.取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、「コンプライアンス規程」他コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守するとともに、使用人の理解を深め、コンプライアンスを確保する体制を構築しております。

2.コンプライアンス体制を推進するために、代表取締役社長を「法令遵守責任者(コンプライアンス委員長)」としたコンプライアンス委員会を設置・開催し、その役割として社内の法令遵守状況を把握し、必要に応じて改善への働きかけを行うとともに、社内にコンプライアンス違反行為があった場合は、直ちに取締役会、監査役へ報告される体制を構築しております。

3.取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任しております。

4.コンプライアンスに係る通報機能を強化するため、取締役、監査役及び使用人を対象とした内部通報システム「Nレポートライン」を構築しております。

5.反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、取締役、監査役及び使用人すべてに反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないこと、及び反社会的勢力を利用しないことを徹底しております。

6.他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しております。内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適正性を確保しております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、「社内情報管理規程」等に基づき適切に保存および管理を行っております。また、「内部情報管理規程」等に基づき、機密情報の管理を行うことを全社的に推進、徹底しております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを一元的に管理し、主要なリスクを抽出、予防の方策、またリスクが発生した場合は迅速な情報収集、分析を的確に行い、被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全するための体制を構築しております。そのため、リスクに緊急に対応すべく、状況に応じてリスク対策のための会議を設置し、「リスク管理規程」に従った運用及び管理のもと、リスクへの対策を適切に実施しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1.事業運営について、経営方針や中期事業計画に基づき、その実行計画として年度予算を月度単位で策定し、毎月、経営会議(部長職以上の管理職及び役員)を開催し、各事業所の売上高及び営業利益実績について、予算実績差異分析を実施し、報告、検討を行っております。取締役はこの報告を受け、定例取締役会で経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行っております。

2.月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行に対する監視を行っております。

3.企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性及び法務リスク管理体制を強化を図っております。

また、会計監査を担当する監査法人と、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努めております。

4.日常の職務執行に際しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確に定めて、会社業務の組織的かつ効果的な運営を図ることができる体制を構築しております。

(5)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、管理本部長が監査役と協議し、当該従業員の配置を検討することとしております。また、各監査役が内部監査担当者や管理部門などの業務執行に係る従業員に対して、監査役の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制になっております。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

1.監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役の同意を得た上で決定します。

2.監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、取締役からの独立性に影響がなく監査役の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができることとしております。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

1.監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めております。

2.監査役は代表取締役と定期的に意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題についての情報を共有しております。

3.常勤監査役は適宜監査役間の協議を行うことにより、社外監査役と情報を共有するとともに、必要に応じて内部監査室と連携して監査を実施することで社内情報の把握に努めております。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び取締役会は、監査役監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努めております。

また、監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、平成23年9月15日の取締役会議にて、反社会的勢力排除宣言を決議し、社内規程として「反社会的勢力対策規程」を制定し、具体的な手続きに関しましては「反社会的勢力対応マニュアル」に定めております。当社の会議をはじめ、勉強会等で、社内で定期的にその内容につき周知徹底を図っております。新規先に関しましては、所管部署は総務部とし、全取引を対象として、新規取引先については取引開始前に「日経テレコン21」を活用した新聞記事検索や「YAHOO」で検索しております。既存取引先については1年に1回定期検査を実施する事としております。当社は大阪府暴力追放推進センターに加盟しており、外部機関との連携も図れる体制となっております。加えて大阪府公安委員会の不当要求防止責任者講習会に参加し、社内で反社会的勢力の排除に関する知識を有した責任者を設置しております。また、取引先との締結する「契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】

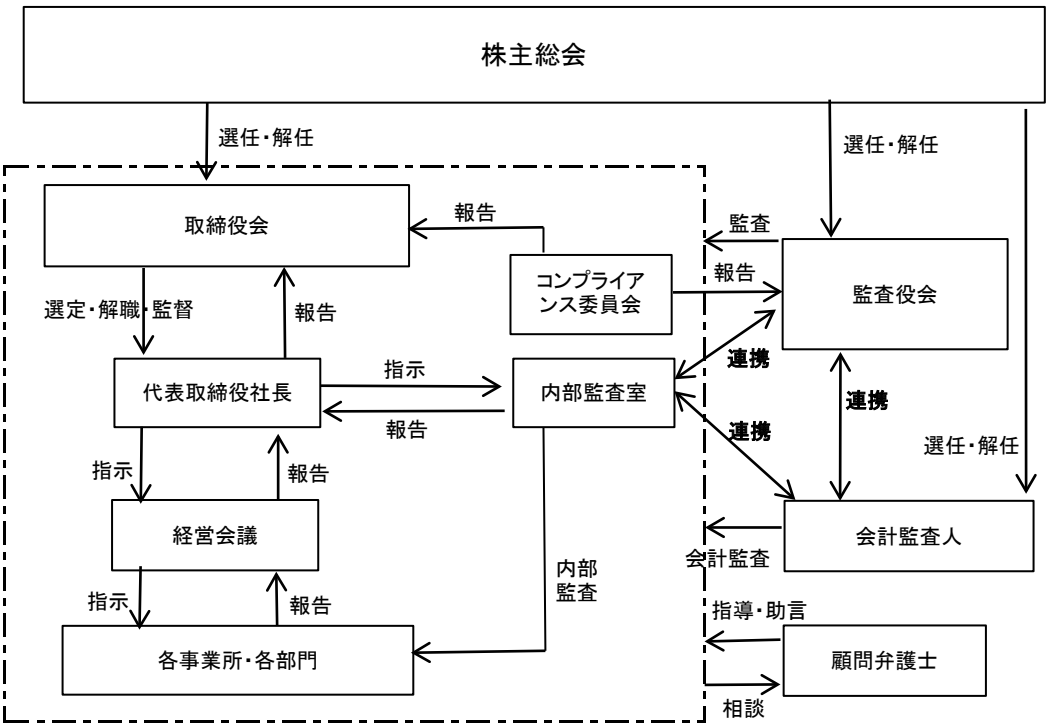
株主総会
選任・解任
選任・解任
取締役会
報告
監査
コンプライアンス委員会
報告
監査役会
選定・解職・監督
報告
代表取締役社長
指示
報告
内部監査室
連携
連携
連携
選任・解任
指示
報告
経営会議
会計監査人
会計監査
内部監査
指示
報告
指導・助言
各事業所・各部門
顧問弁護士
相談

【適時開示体制の概要(模式図)】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞

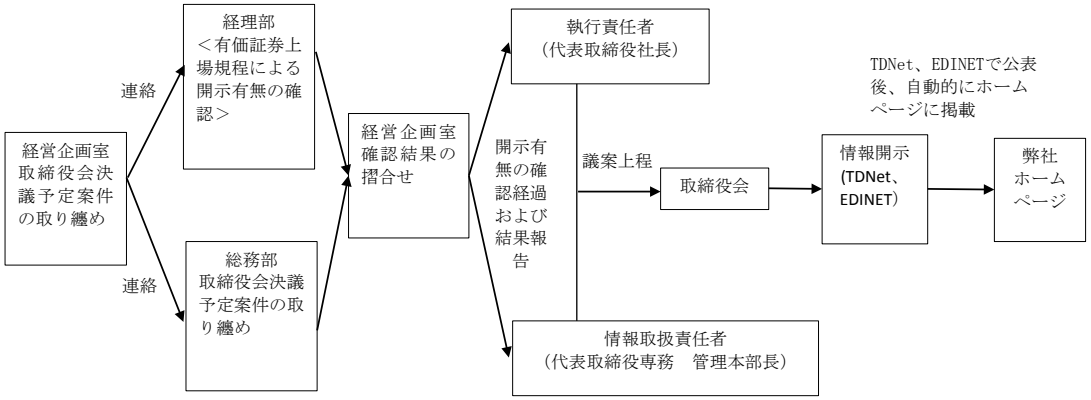

＜当社に係る発生事実に関する情報＞

